

●香川県告示第373号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年香川県告示第176号高松広域都市計画下水道事業高松市流域関連公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年8月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 施行者の名称

高松市

2 都市計画事業の種類及び名称

高松広域都市計画下水道事業 高松市流域関連公共下水道

3 事業施行期間

平成5年9月3日から平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和50年香川県告示第283号、昭和51年香川県告示第38号、昭和56年香川県告示第24号、昭和59年香川県告示第898号、昭和62年香川県告示第351号、平成元年香川県告示第181号、平成元年香川県告示第1058号、平成4年香川県告示第137号、平成5年香川県告示第854号、平成8年香川県告示第796号、平成13年香川県告示第196号、平成14年香川県告示第45号、平成14年香川県告示第702号、平成15年香川県告示第539号、平成16年香川県告示第472号、平成19年香川県告示第176号、平成20年香川県告示361号の事業地のうち、香川県高松市香川町浅野字池ノ側、尾通、岡及び池の中、香川町大野字合水道、新開、上中津、西村及び城、香川町川東上字飯田原並びに香川町川内原字飯田原の各一部の区域を加え、香川町浅野字山北及び車塚並びに香川町大野字一本木及び松ヶ内を加える。